明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二三六）　二

○独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三七）　二

〔省　令〕

○特定現存船を定める省令（**国土交通・環境**一）　二

〔告　示〕

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**三六）　二

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習（**法務・厚生労働**七）　三

○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**厚生労働**二九三）　三

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（**同**二九四）　四

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**八二〇）　五

○道路に関する件（**東北地方整備局**一九九）　五

○道路に関する件（**関東地方整備局**二三四、二三五）　五

○道路に関する件（**北陸地方整備局**七〇）　五

○道路に関する件（**中部地方整備局**七七、七八）　五

○都市計画に関する件（**四国地方整備局**七七、七八）　五

○道路に関する件（**北海道開発局**一七一）　五

〔国会事項〕

国家試験　六

司法書士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　六

平成二十九年度水産業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　六

〔公　告〕

諸事項　六

官庁

建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分、退職手当支給制限処分関係　六

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　六

会社その他

金融庁　法務省　国土交通省　最高裁判所　六

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六

本号で公布された法令のあらまし

◇住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二三六号）（国土交通省）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第二四号）の施行期日は、平成二九年一〇月二五日とすることとした。

◇独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三七号）（国土交通省）

一　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正関係　九

独立行政法人住宅金融支援機構の業務のうち独立行政法人住宅金融支援機構法第一六条第一項の規定により一定の金融機関に委託することができる業務の範囲を改めることとした。（第七条関係）　一〇

二　金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正関係　一〇

金融商品の販売等に関する法律第三条第一項第四号に規定する政令で定める契約から、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二〇条第一項に規定する保険に係る契約を除くこととした。（第三条関係）　一〇

三　施行期日　一〇

この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年一〇月二五日）から施行することとした。